

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、次のとおり早川河川漁業協同組合の遊漁規則の変更を認可した。

1 漁業権者の名称及び住所

早川河川漁業協同組合

小田原市板橋94

2 漁業権の免許番号

内共第4号

3 変更の内容

別紙のとおり

4 変更後の遊漁規則の施行の日

令和5年12月1日

内共第4号第5種共同漁業権遊漁規則 新旧対照表

早川河川漁業協同組合

内共第4号第5種共同漁業権遊漁規則の一部を次の新旧対照表のとおり改正する。

新	旧																		
<p>第1条、第2条 略</p> <p>(漁具、漁法の制限)</p> <p>第3条 1、2 略</p> <p>3 この漁場区域において、6月1日から8月31日までえさ釣りによってあゆを採捕してはならない。</p> <p>4. 次表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間においては、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">ア 魚 種</th> <th style="text-align: center;">イ 区 域</th> <th style="text-align: center;">ウ 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>やまめ、にじます、うぐい、おいかわ、こい</td> <td>早川橋橋脚下流端から上流小田原市風祭 119 番地先治水堰堤天端下流端までの区域</td> <td>3月1日より5月31日まで</td> </tr> <tr> <td>にじます、うぐい、おいかわ、こい</td> <td>小田原市板橋 209 番地先小田原用水取水口堰堤下流端から上流箱根町湯本 688 番地先湯本橋下流端までの早川本流の区域</td> <td>10月15日より1月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間	やまめ、にじます、うぐい、おいかわ、こい	早川橋橋脚下流端から上流小田原市風祭 119 番地先治水堰堤天端下流端までの区域	3月1日より5月31日まで	にじます、うぐい、おいかわ、こい	小田原市板橋 209 番地先小田原用水取水口堰堤下流端から上流箱根町湯本 688 番地先湯本橋下流端までの早川本流の区域	10月15日より1月31日まで	<p>第1条、第2条 略</p> <p>(漁具、漁法の制限)</p> <p>第3条 1、2 略</p> <p>3 この漁場区域において早川橋橋台下流端から上流湯川橋橋台下流端までの区域は、6月1日から8月31日まで及び湯川橋橋台下流端から上流の区域は6月1日から7月31日までえさ釣りによってあゆを採捕してはならない。</p> <p>4. 次表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間においては、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">ア 魚 種</th> <th style="text-align: center;">イ 区 域</th> <th style="text-align: center;">ウ 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>やまめ、にじます、うぐい、おいかわ、こい</td> <td>早川橋橋脚下流端から上流小田原市風祭 119 番地先治水堰堤天端下流端までの区域</td> <td>3月1日より5月31日まで</td> </tr> <tr> <td>にじます、うぐい、おいかわ、こい</td> <td>小田原市風祭 119 番地先治水堰堤天端下流端から上流箱根町湯本地先前田橋下流端までの区域</td> <td>10月15日より1月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間	やまめ、にじます、うぐい、おいかわ、こい	早川橋橋脚下流端から上流小田原市風祭 119 番地先治水堰堤天端下流端までの区域	3月1日より5月31日まで	にじます、うぐい、おいかわ、こい	小田原市風祭 119 番地先治水堰堤天端下流端から上流箱根町湯本地先前田橋下流端までの区域	10月15日より1月31日まで
ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間																	
やまめ、にじます、うぐい、おいかわ、こい	早川橋橋脚下流端から上流小田原市風祭 119 番地先治水堰堤天端下流端までの区域	3月1日より5月31日まで																	
にじます、うぐい、おいかわ、こい	小田原市板橋 209 番地先小田原用水取水口堰堤下流端から上流箱根町湯本 688 番地先湯本橋下流端までの早川本流の区域	10月15日より1月31日まで																	
ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間																	
やまめ、にじます、うぐい、おいかわ、こい	早川橋橋脚下流端から上流小田原市風祭 119 番地先治水堰堤天端下流端までの区域	3月1日より5月31日まで																	
にじます、うぐい、おいかわ、こい	小田原市風祭 119 番地先治水堰堤天端下流端から上流箱根町湯本地先前田橋下流端までの区域	10月15日より1月31日まで																	
<p>第4条 略</p> <p>(禁止区域)</p> <p>第5条 前条第1項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄の期間中遊漁をしてはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">(ア) 区 域</th> <th style="text-align: center;">(イ) 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>早 川 箱根町湯本地先湯本橋下流端から上流出山えん堤天端下流端までの区域</td> <td>10月15日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>早 川 早川橋橋脚下流端から上流大窪橋橋台上流端までの区域</td> <td>10月15日から11月30日まで</td> </tr> <tr> <td>須雲川 早川合流点から上流畑宿字湯本 179 番地先片倉橋橋脚下流端までの区域</td> <td>5月1日から5月31日まで及び10月15日から12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	(ア) 区 域	(イ) 期 間	早 川 箱根町湯本地先湯本橋下流端から上流出山えん堤天端下流端までの区域	10月15日から12月31日まで	早 川 早川橋橋脚下流端から上流大窪橋橋台上流端までの区域	10月15日から11月30日まで	須雲川 早川合流点から上流畑宿字湯本 179 番地先片倉橋橋脚下流端までの区域	5月1日から5月31日まで及び10月15日から12月31日まで	<p>第4条 略</p> <p>(禁止区域)</p> <p>第5条 前条第1項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄の期間中遊漁をしてはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">(ア) 区 域</th> <th style="text-align: center;">(イ) 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>早 川 箱根町湯本地先前田橋下流端から上流出山えん堤天端下流端までの区域</td> <td>10月15日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>早 川 早川橋橋脚下流端から上流大窪橋橋台上流端までの区域</td> <td>10月15日から11月30日まで</td> </tr> <tr> <td>須雲川 早川合流点から上流畑宿字湯本 179 番地先片倉橋橋脚下流端までの区域</td> <td>5月1日から5月31日まで及び10月15日から12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	(ア) 区 域	(イ) 期 間	早 川 箱根町湯本地先前田橋下流端から上流出山えん堤天端下流端までの区域	10月15日から12月31日まで	早 川 早川橋橋脚下流端から上流大窪橋橋台上流端までの区域	10月15日から11月30日まで	須雲川 早川合流点から上流畑宿字湯本 179 番地先片倉橋橋脚下流端までの区域	5月1日から5月31日まで及び10月15日から12月31日まで		
(ア) 区 域	(イ) 期 間																		
早 川 箱根町湯本地先湯本橋下流端から上流出山えん堤天端下流端までの区域	10月15日から12月31日まで																		
早 川 早川橋橋脚下流端から上流大窪橋橋台上流端までの区域	10月15日から11月30日まで																		
須雲川 早川合流点から上流畑宿字湯本 179 番地先片倉橋橋脚下流端までの区域	5月1日から5月31日まで及び10月15日から12月31日まで																		
(ア) 区 域	(イ) 期 間																		
早 川 箱根町湯本地先前田橋下流端から上流出山えん堤天端下流端までの区域	10月15日から12月31日まで																		
早 川 早川橋橋脚下流端から上流大窪橋橋台上流端までの区域	10月15日から11月30日まで																		
須雲川 早川合流点から上流畑宿字湯本 179 番地先片倉橋橋脚下流端までの区域	5月1日から5月31日まで及び10月15日から12月31日まで																		
<p>第5条 ～ 第11条 略</p> <p>附 則</p> <p>1. この規則は令和5年9月1日から施行する。</p> <p>2. この規則は令和5年12月1日から施行する。</p>	<p>第5条 ～ 第11条 略</p> <p>附 則</p> <p>1. この規則は令和5年9月1日から施行する。</p> <p><u>(新設)</u></p>																		